

特別管理産業廃棄物（廃石綿等）

排 出 源			廃 棄 物	
施 設	規 模		性 格	物 名
石綿建材を建築物より除去する作業			石綿建材 (建設廃材)	①吹付けアスベスト ②石綿保温材 ③けいそう土保温材 ④パーライト保温材 ⑤人の接触、気流及び振動により②～④と同等以上に石綿繊維を飛散するおそれのある保温材
			当該作業に使用した用具	①廃プラスチックシート ②防じんマスク ③作業衣 ④その他石綿が付着しているおそれのあるもの
石綿含有製品製造施設 (特定粉じん発生施設)	①解綿用機械	原動機定格出力 3.7kW以上のもの	捕集された粉じん	特定粉じん
	②混合機 ③紡織用機械 ④切断機 ⑤研磨機 ⑥切削用機械 ⑦破砕機及び摩砕機 ⑧プレス ⑨穿孔機	同 上 同 上 原動機定格出力 2.2kW以上のもの 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上		
			使用された用具	①防じんマスク ②集じんフィルタ ③その他の用具で石綿が付着しているおそれのあるもの
輸入されたもの			廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着しているもの	①集じん施設により集められた石綿 ②廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具